

会員規約

第1条 総則

- 1) 「シアル株式会社」(以下「弊社」という)は、私書箱サービス・転送電話サービス(以下「サービス」という)を提供することを目的とする。
- 2) 「サービス利用者」(以下「契約者」という)は、本規約を承認・遵守し、社会常識上健全に利用することとする。
- 3) 弊社は、契約者の承諾を得ることなく、会員規約及びサービスを予告なく変更することがある。この場合、料金その他の提供条件は、全ての契約者に適用される。

第2条 利用申込

- 1) サービスの利用申込は、弊社が別に定める利用契約申込書に必要事項を記載して弊社に提出するものとする。
- 2) サービスの利用申込は、弊社が別に定める必要書類(身分証明書等)を提出するものとする。
- 3) 20歳未満の方は、申込にあたり法定代理人の同意を要し、法定代理人は契約者の義務につき連帯して保証するものとする。
- 4) 契約申込書に虚偽記載が判明、又は契約上の義務を怠るおそれがある場合、弊社はサービスの利用申込を承諾せず、承諾後であっても取消を行なう場合がある。

第3条 利用契約

- 1) サービスの利用契約は、契約者が弊社に対し、弊社の指定する方法をもって途中解約の旨を通知しない限り、自動で継続するものとする。
- 2) サービスの利用契約は、本規約を承認の上、弊社への利用申込に対し、弊社がこれを承諾したときに成立する。
- 3) サービス利用期間は、最低1ヶ月間からとする。
- 4) 弊社は、利用契約が成立したとき、IDカードをすみやかに契約者に発行する。

第4条 契約事項の変更

- 1) 契約者は、契約事項に変更が生じた場合(氏名・住所・電話番号・メールアドレス等)速やかに変更事項を記載した書類を提出するものとする。
- 2) 変更の申出は、契約者ご本人のみ可能とする。
- 3) 弊社は、契約者より連絡がない場合、これに伴う契約者の不利益について一切責任を負わないものとする。

第5条 利用中止

- 1) 弊社は、次のいずれかに該当する場合、サービスの提供を中止することがある。
 1. 弊社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
 2. 弊社の電気通信設備にやむを得ない障害が発生したとき。
 3. 第一種電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、サービスの提供を行なうことが困難になったとき。

第6条 利用停止

- 1) 弊社は、契約者が次のいずれかに該当する場合、弊社が定める期間、サービスの提供を停止することがある。
 1. 月額利用料の入金及び引落しの確認ができないとき。
 2. 預かり金、前払い通話料の追加請求に応じないとき。
 3. 犯罪行為、違法行為にサービスを利用したとき。
 4. 必要書類及び変更事項を記載した書類の提出がないとき。
 5. 利用契約申込に当たって虚偽の事項を記載したことが判明したとき。

第7条 利用契約の解約

- 1) 契約者は、弊社の指定する方法をもって途中解約の旨を通知することにより、サービスの契約を解約することができるものとする。
- 2) 契約者都合による解約予告は、1ヶ月前に弊社の指定する方法をもって解約を通知するものとする。
- 3) 契約者からの申し出により本契約を解約する場合、既に支払済みの月額料金の払い戻しは行わないものとする。
- 4) 弊社は、契約者よりお預かりしている保証金を利用期間終了後返済するものとする。

第8条 強制解約

- 1) 弊社は、契約者が次のいずれかに該当する場合、サービスの提供を通知予告なく強制解約できるものとする。
 - 1.弊社サービスに対し第三者より強制執行、保全処分等の処置がなされたとき。
 - 2.公的機関より違法行為を指摘され、即時解約をするよう弊社が指導されたとき。
 - 3.弊社サービスの権利を第三者に転貸、譲渡、債権上のトラブルが判明したとき。
 - 4.利用停止期間が3日以上経過したとき。
 - 5.利用料等の入金が滞ったとき。

第9条 前払い通話料及びお預かり金

- 1) 弊社は、会員規約第7条(利用契約の解約)の規定により、契約者に前払い通話料及びお預り金の残額を返還するものとする。
- 2) 弊社は、契約者が次のいずれかに該当する場合、前払い通話料及びお預り金を返還しないものとする。
 - 1.正当な手続きをおこなわないとき。
 - 2.サービス料金の遅延、未払い、超過金が発生しているとき。
 - 3.会員規約第8条(強制解約)の規定違反をおこなったとき。

第10条 利用料金

- 1) 弊社サービスの利用料は、別に定めるものとする。
- 2) 弊社サービスは、利用料の入金確認後に開始するものとする。この場合のお支払いは最低1ヶ月からとする。

第11条 支払義務

- 1) 契約者は、弊社に対し、サービスの利用に定めた料金を弊社が指定する方法で支払うものとする。
- 2) 料金の支払い義務は、利用契約が成立し、サービスが開始された日より発生する。
- 3) 料金の支払い義務は、会員規約第7条(利用契約の解約)の規定により、契約が解消されるまで続くものとする。
- 4) 弊社は、会員規約第6条(利用停止)の規定により、サービスの提供が停止された場合における当該停止期間の利用料金は、当該サービスがあったものとして取り扱うものとする。

第12条 支払方法

- 1) サービスの料金等は弊社が定める支払方法に基づき、期限までに弊社が指定する方法により、その料金等を支払うものとする。

第13条 支払方法の変更

- 1) 契約者は、料金の支払方法について変更を希望する場合、速やかに当該変更を記載した書類を弊社へ提出するものとする。
 - 1.金融機関振込みによる支払方法から口座振替による支払方法への変更。

第 14 条 割増金

1) 契約者は、サービス料金の支払いを不法に免れた場合、その免れた額のほか、免れた額の 2 倍に相当する額を割増金として、弊社が指定する期日までに支払うものとする。

第 15 条 遅延損害金

1) 契約者は、サービス料金等、又は割増金の支払いについて、支払期日を経過してもなお支払いがなされない場合、支払期日の翌日から支払日までの日数について年利 14.5%の額を、遅延損害金として弊社が指定する期日までに支払うものとする。

第 16 条 損害賠償

1) 弊社は、第一種電気通信事業者の責に帰すべき事由により、サービスの提供ができなかった場合、弊社がその第一種電気通信事業者から受領する損害賠償額を、サービスが利用できなかった契約者全員に対する損害賠償額の限度額とし、かつ、契約者に現実 に発生した通常損害に限り賠償請求に応じるものとする。

第 17 条 免責

- 1) 弊社は、会員規約第 16 条(損害賠償)の場合を除き、契約者がサービスの利用に関して被った損害については、法律上の責任を問わず、賠償の責任を負わないものとする。
- 2) 契約者間または契約者の個々の紛争について、弊社は一切関知しないものとする。
- 3) 弊社は、天災、テロなどの不慮の事故によるサービスの利用停止についていかなる責任も負わないものとする。

第 18 条 休業及び廃止

1) 弊社は、都合により本サービスを廃止することもある。

第 19 条 管轄裁判所

1) 弊社と契約者との間で訴訟が生じた場合、弊社の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第 20 条 雑則

1) 弊社は、契約者がご利用になる通信機器、通信ソフト等のサポートは、有償無償を問わず行わないものとする。

第 21 条 個人情報等の取扱

1) 弊社は、個人情報保護に関するガイドライン及び個人情報保護に関する法律、その他の法令を遵守し、契約者とその関係者、その他の者の個人情報等を取得したときは、これらを適正に取り扱うものとする。

但し、契約申込やその後のお届出によって申告いただいた 情報に第三者の情報が含まれる場合、自己の責任において、当該第三者から本規約に基づく取扱に関する事前の同意を得ているものとする。

2) 弊社は、法に定める場合を除き、あらかじめ契約者の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しないものとする。

3) 弊社は、従業者に個人情報を取り扱わせるに当たって、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。